

1 借受・転貸状況

1-1 借受・転貸面積(単年度)

借受面積	合計 (アロウ)	3月末までに権利発生したもの (※1)						左記の期間(※4)																			
		計画の別			権利の種類別			地目別(※3)						設定期間別													
		促進計画	新規計画 (一括方式)	農地法 3条	賃借	使用貸借	田	畑 (農地法3条)	畑 (農地法)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上	
借受面積	1,974	1,155	819	-	1,423	552	1,905	70	-	10	22	106	35	293	60	27	5	24	1,048	228	5	2	7	8	8	86	
転貸面積(※2)	1,901	1,140	761	-	1,390	511	1,845	56	-	9	22	98	35	293	59	26	5	23	1,030	211	5	2	3	8	8	65	
うち担い手への転貸面積(※1)	1,461	752	731	-	1,140	344	1,450	33	-	1	6	37	23	167	27	17	3	12	933	192	4	2	3	2	4	40	
うち新規集積面積(※2)(アロウ集積に記録)	167																										

※1:「転貸面積」のうち担い手への転貸面積、「うち新規集積面積」には、過年度に農地中間管理権を取得し、当該年度に転貸した面積を含みます。なお、「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は除きます。
 ※2:過年度に農地法第3条第1項第14号の2の届け出又は農用地利用農機計画を公告し、当該年度に権利発生したものと及び過年度に農用地利用農機等促進計画を認可公告し、当該年度に権利発生したものを含みます。
 ※3:登記簿地目ではなく、現況地目で区分し記載してください(1-2でも同様です)。
 ※4:農地中間管理権を取得した農地の借受または転貸の期間の区分ごとに面積を記載してください。(年度末の残存期間でないことに注意)

1-2 累計(当該年度末時点)※1

借受面積	累計 (ストック)	権利の種類別		地目別						期間別(※3)														
		賃借	使用貸借	田	畑 (農地法3条)	畑 (農地法)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上	
		借受面積(①)(※2)	7,792	5,957	1,835	7,345	445	-	890	984	692	399	816	415	374	441	890	1,458	199	15	24	19	69	9
うち転貸面積(②)	7,788	5,954	1,814	7,327	439	-	23	33	129	137	402	357	55	100	93	1,268	4,680	88	26	10	14	100	248	
うち担い手への転貸面積	6,970	5,440	1,530	6,610	363	-	6	16	60	90	262	268	47	97	90	1,112	4,472	85	26	10	12	96	216	
うち新規集積面積	1,629																							
うち農機が管理している面積(③)	24	3	21																					
うち遊休農地として借受けた面積(※4)	-	-	-																					
うち作業委託で管理している面積	3	2	1																					
うち新規就農者等へ転貸するために確保した面積(※5)	-	-	-																					
うち研修実施のために確保した面積(※4)	-	-	-																					
うち条件整備中の面積	-	-	-																					
うち新規就農者等へ転貸するために確保した面積(※5)	-	-	-																					
うち研修実施のために確保した面積(※4)	-	-	-																					
転貸率(②/①)	1.00																							

※1:当該年度末までに権利発生したものを記載してください。
 ※2:借受面積は、当該年度末時点で既に農地中間管理権を取得している全面積、転貸面積は当該年度末時点で既に転貸している全面積とし、当該年度以前に解約・解除した面積は除きます。
 ※3:農地中間管理権を取得する際、遊休農地(農地法第32条第1項各号に該当する農地に限る。以下同じ。)であった面積を記載してください。
 ※4:新規就農者、新規参入者等へ転貸する目的であらかじめ中間保有している全面積を記載してください。
 ※5:研修(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号)を実施するために確保した面積を記載してください。
 ※6:当該年度末時点の期間で区分し記載してください(利用権設定時の存続期間でないことに注意)。

1-3 遊休農地の借受・転貸面積(単年度)

借受面積	合計 (アロウ)
借受面積(※1)	-
うち当該年度の転貸面積	-

※1:遊休農地と判断された農地であって、かつ、借受時点で遊休農地であったものを、当該年度中に農機が借り受けた面積を記載してください。

1-4 遊休農地の借受・転貸面積(当該年度末時点の累計)

借受面積	累計 (ストック)
借受面積(※1)	-
うち農地バンクが解消した面積(※2)	-

※1:遊休農地と判断された農地であって、かつ、当該年度末時点で既に農地中間管理権を取得している面積を記載してください。
 ※2:農地バンク自らには、委託して解消したものを含みます。

2 転貸先の状況(単年度)

転貸先	経営体数	転貸面積※1	うち新たに農業経営を行う農業者	
			経営体数	転貸面積
(1)市町村内の農業者※2	1,102	1,873.8	20	58.9
うち個人	877	612.4	15	17.6
①担い手	202	261.4	15	17.6
ア. 認定農業者	134	198.2	5	7.7
イ. 認定新規就農者	24	24.2	2	0.8
ウ. 基本構想水準到達者	44	38.9	8	9.1
②担い手以外	675	351.0	-	-
うち法人	225	1,261.4	5	41.3
①担い手	197	1,172.2	4	9.2
ア. 認定農業者	189	1,136.1	4	9.2
A. うち企業	78	371.4	3	6.6
うち農外から参入した企業	-	-	-	-
イ. 認定新規就農者	2	4.6	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	6	31.5	-	-
エ. 上記以外の集落営農法人	-	-	-	-
②担い手以外	28	89.2	1	32.1
A. うち企業	4	89.2	1	32.1
うち農外から参入した企業	24	52.5	1	32.1
(2)市町村外からの参入者※2	12	27.3	2	7.9
うち個人	1	0.6	-	-
①担い手	1	0.6	-	-
ア. 認定農業者	1	0.6	-	-
イ. 認定新規就農者	-	-	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	-	-	-	-
②担い手以外	-	-	-	-
うち法人	11	26.7	2	7.9
①担い手	11	26.7	2	7.9
ア. 認定農業者	11	26.7	2	7.9
A. うち企業	11	26.7	2	7.9
うち農外から参入した企業	1	7.7	1	7.4
イ. 認定新規就農者	-	-	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	-	-	-	-
エ. 上記以外の集落営農法人	-	-	-	-
②担い手以外	-	-	-	-
A. うち企業	-	-	-	-
うち農外から参入した企業	-	-	-	-

(3)(1)と(2)の合計※3	1,114	1,901.1	22	66.8
うち個人	878	613.1	15	17.6
①担い手	203	262.0	15	17.6
ア. 認定農業者	135	198.9	5	7.7
イ. 認定新規就農者	24	24.2	2	0.8
ウ. 基本構想水準到達者	44	38.9	8	9.1
②担い手以外	675	351.0	-	-
うち法人	236	1,288.1	7	49.2
①担い手	208	1,198.9	6	17.1
ア. 認定農業者	200	1,162.8	6	17.1
A. うち企業	89	398.1	5	14.5
うち農外から参入した企業	1	7.7	1	7.4
イ. 認定新規就農者	2	4.6	-	-
ウ. 基本構想水準到達者	6	31.5	-	-
エ. 上記以外の集落営農法人	-	-	-	-
②担い手以外	28	89.2	1	32.1
A. うち企業	4	89.2	1	32.1
うち農外から参入した企業	24	52.5	1	32.1

※1:担い手の範囲には集落営農経営(任意組織)も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載としています。

※2:経営体数について、複数市町村で農地の転貸を受けている経営体は各市町村それぞれでカウントし、延べ数を記載してください。

※3:複数市町村で農地の転貸を受けたことによる重複を除いた経営体数(転貸先の経営体総数)を記載してください(延べ数ではありません)。

3 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況
別表のとおり

単位:ha

熟期別										採り手への 採種の層別		地目別		熟期別																	②-①	採種の層別					
7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上	実積	使用資糧	田	畑	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上		実積	使用資糧				
2	1	7	138	1	-	-	-	-	3	128.0	121	5	88	80	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0%	0.0	0.0	0.0
-	-	1	1	-	-	-	4	8	1	19.0	10	5	3	11	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	8	1	100.0%	0.0	0.0	0.0		
-	-	23	14	-	-	-	-	-	-	38.0	27	8	30	7	-	-	-	-	-	-	1	-	-	22	14	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0
20	10	8	504	21	-	-	-	-	13	883.0	817	178	882	12	-	4	20	48	29	5	20	10	48	481	21	-	-	-	-	-	5	100.0%	0.0	0.0	0.0		
1	4	12	109	5	-	-	-	4	8	147.0	117	28	110	31	-	-	-	3	7	1	1	4	11	103	5	-	-	-	-	-	3	5	100.0%	0.0	0.0	0.0	
1	6	18	58	-	-	-	-	-	2	72.0	43	23	57	8	-	-	-	-	-	-	-	3	6	14	51	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	3.0	2.0	1.0
-	-	21	93	-	-	-	-	-	4	84.0	34	65	81	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0
4	7	175	780	38	-	-	1	41	77	1,186.0	984	162	1,164	13	-	1	8	18	43	19	8	3	7	143	783	37	-	-	1	40	79	88.8%	2.0	0.0	3.0		
4	9	71	316	2	8	1	-	1	10	481.0	454	27	406	75	1	2	10	18	37	20	3	3	8	47	306	2	8	1	1	10	100.0%	0.0	0.0	0.0			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0
11	7	181	782	1	-	-	-	-	2	53	1,078.0	718	958	1,062	14	1	2	3	2	28	116	3	11	6	151	889	-	-	-	-	1	21	98.8%	1.0	0.0	1.0	
1	-	18	44	1	-	-	-	-	-	89.0	17	47	58	2	-	-	-	-	-	1	1	1	-	38	42	1	-	-	-	-	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0	
18	9	125	447	-	1	5	1	2	28	821.0	860	87	881	70	-	3	18	17	38	28	7	19	9	118	837	-	1	5	-	2	26	88.7%	18.0	1.0	12.0		
-	-	-	2	-	1	-	-	-	4	4.0	3	1	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	5.0	0.0	5.0	
-	2	-	37	-	-	-	-	-	-	40.0	28	11	37	4	-	-	-	-	-	1	-	2	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0	
8	28	279	492	15	12	1	4	31	37	884.0	854	230	871	12	-	2	5	4	29	18	18	7	28	273	402	15	12	1	4	31	26	100.0%	0.0	0.0	0.0		
-	-	-	2	-	-	-	2	4	-	19.0	8	1	2	8	-	-	-	-	-	2	-	-	-	5	-	-	-	-	1	4	-	-	100.0%	0.0	0.0	0.0	
28	9	710	837	2	4	1	1	-	5	940.0	717	223	924	18	-	4	10	18	27	12	2	28	9	201	818	2	4	1	1	-	5	100.0%	0.0	0.0	0.0		
-	1	88	183	2	-	2	1	7	5	209.0	127	82	187	12	4	1	1	-	7	2	-	-	1	55	125	1	-	2	1	6	3	100.0%	0.0	0.0	0.0		

令和7年度 農地中間管理事業の推進状況

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団

1 農地の転貸実績 (県計)

令和7年度の農用地集積等促進計画の認可公告による転貸実績は、1,114経営体に対して1,896haであった。このうち、認定農業者や認定新規就農者等の担い手411経営体に対し、1,461haの農地集積を行った。農用地利用配分計画等の期間満了に伴う更新は754haとなった。これは、全転貸面積の約40%を占めている。

図1 転貸実績の面積 (ha)



2 農地の転貸実績 (市町別)

図2 市町別転貸の実績

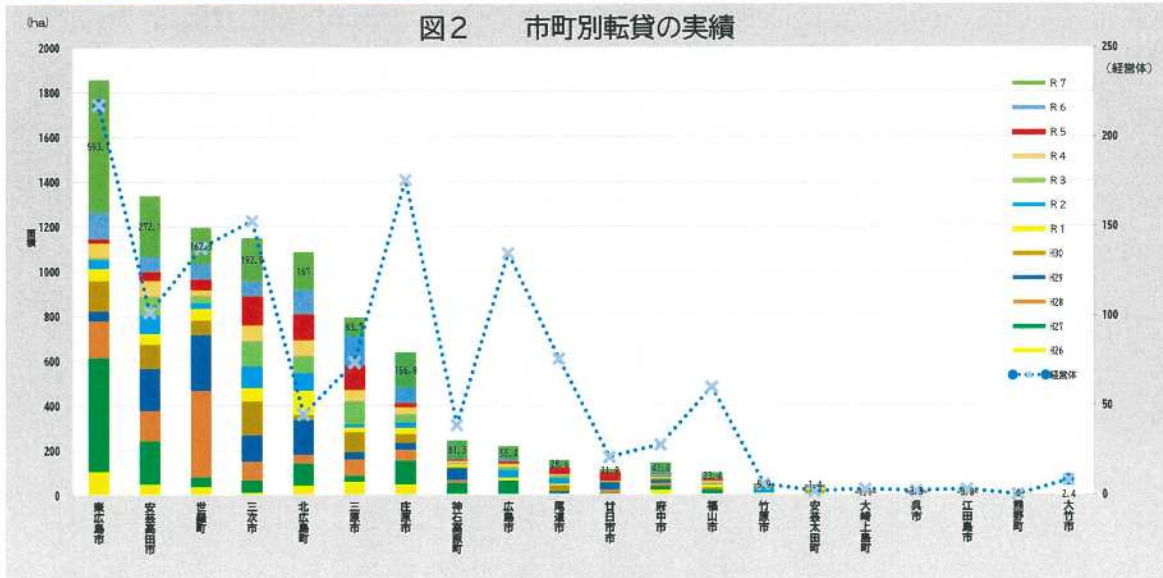


表1 市町別転貸の実績

市町名*	東広島市	安芸高田市	世羅町	三次市	北広島町	三原市	庄原市
R7	593.1	272.1	162.3	192.8	167.0	83.7	156.8
H26からの累計	1,856.6	1,337.5	1,194.2	1,147.7	1,083.5	793.8	635.6

*取扱いの多い市町を抜粋

令和6年度までは、転貸面積が大きい市町の実績は集落法人の集積が大半を占めていた。令和7年度は、農用地利用配分計画等の期間満了に伴う更新や、農業経営基盤強化促進法による利用権設定からの移行がすすんでいる市町で増えている。所有者不明、共有者不明農地の県知事裁定による転貸は、6件、2.5haの実績となっている。

農地中間管理事業の農地管理等について

①賃貸料金の徴収・支払

- 平成27年からの11年間で延べ3,994経営体（借受者）から約1,952,812千円を徴収
- 同様に延べ60,228の農地所有者等に賃借料金の支払事務を実施 ※物納含まない
- 令和7年度においては、596経営体（借受者）から、251,654千円を徴収、8,175人の農地所有者等（貸付者）に対して252,508千円の支払事務を実施
- 賃貸料の徴収において、年度を超えた未収3件（806千円）が発生。うち2件については補助金により補填、1件は分割返済覚書を取り交し、毎月一定額を徴収。
- 賃借料金については債務履行に向けて23件（428千円）を弁済供託 ※補償金供託3件（156千円）

【年度別賃借料徴収状況（単位：千円、件）】



【R7年度未収案件発生状況】

経営体	法的措置	経営概要	貸付面積	賃貸料
F法人	民事再生 手続開始	畜産（酪農）	5.1ha	75千円
S法人	破産手続 開始	醸造用ブドウ 栽培	3.5ha	77千円
S経営体	資金不足	水稲	22.1ha	704千円
合計			30.7ha	856千円

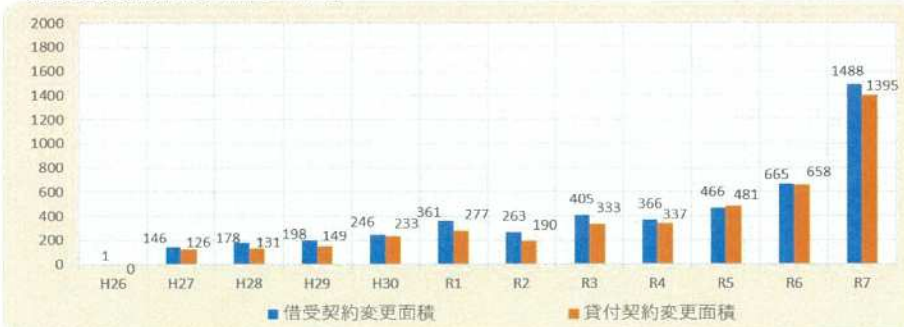
【R7年度供託実績一覧】

弁済供託			補償供託		
件数	金額	適用	件数	金額	適用
16件	341千円	継続	3件	156千円	
7件	87千円	新規			
23件	428千円		3件	156千円	

②契約（権利関係）変更事務

- 令和7年度転賃面積 1,896haに対して、農地借受に係る変更を1,488ha、貸付に係る変更を1,395ha実施
- 昨年度が、同様に665ha、658haであったため、2倍以上増加。
- 所有者の高齢化に伴う相続・贈与等の所有権移転、賃借料金の変更等に関連した変更事務が急増

【変更事務推移状況（単位：ha）】



③農地管理

- やむを得ない理由により借受者と合意解約した農地の維持・管理（草刈、耕起等）に向けた業務委託を3件実施
- 大規模個人経営体の経営破綻や集落法人の解散、参入企業の撤退などによる同様の案件発生を懸念

【R7年度農地管理委託一覧】

管理農地所在地	面積等	委託額
福山市芦田町	1.94ha	1,430千円
福山市駅家町	0.56ha	410千円
北広島町大朝	0.12ha	152千円
合計	2.62ha	1,992千円

令和7年度 農地中間管理事業 重点項目別活動実績について

○ 令和7年度 重点項目

産地育成につながる農地集積

新たな団地整備計画との連携・支援（園芸用農地確保）

新規就農者等への農地集積

新規就農者育成対策との連携・支援

認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化

担い手間の分散解消・規模拡大の推進
新たな担い手へのスタート段階からの参画
借受ニーズに沿ったマッチング

1 産地育成につながる農地集積

(1) 推進状況

- ・ 規模拡大意向のある経営体や新規参入企業にまとまった園芸品目（野菜、果樹）用の優良農地を確保し、71経営体に約63haを転貸した。

【園芸用農地の転貸実績（主な経営体（1ha以上集積））】

経営体名	担い手区分※	市町	面積（㎡）	品目
(株) ルンビニ農園	認農	広島市	19,090	野菜
中谷 道宣	認農	呉市	19,058	野菜
(株) グッドソイルグループ	その他	竹原市	16,341	野菜
株式会社日出屋瀬戸内ファーム	その他	尾道市	37,875	果樹
(株) 食元	認農	尾道市	27,623	果樹
角 勝則	その他	府中市	14,327	野菜
(株) 広島三次ワイナリー	認農	三次市	14,417	果樹
木津田 梨沙	認新	三次市	22,254	果樹
(株) Agri Lore Lab.	認新	三次市	43,133	野菜
(株) vegeta	認農	庄原市	31,915	野菜
(株) Araifam	認農	庄原市	16,701	野菜
(有) マム・ガーデンミヤオ	認農	庄原市	17,285	花き
(株) カワカミ蓮根	認農	東広島市	10,891	野菜
アグリ・アライアンス (株)	認農	東広島市	43,115	野菜
山本 和人	認新	安芸高田市	37,551	野菜
(株) 鈴生	認農	江田島市	18,438	果樹
リベラグループ (株)	その他	江田島市	14,614	果樹
(農) あきおた元気村	認農	安芸太田町	11,844	野菜
(農) にじいろファーム	認農	世羅町	10,506	果樹
ユニオンフォレスト (株)	その他	世羅町	13,277	野菜

※担い手区分

認農：認定農業者 認新：認定新規就農者 その他：その他

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業等、中間管理権取得を要件とする事業の活用が増加している。事業実施地区において、関係機関と連携し、中間管理権設定をはじめとする事務を行い、円滑な事業実施に寄与している。

【ほ場整備事業実施地区】

地区	市町	事業名※	採択年度	受益面積	主要作物
御調河内第2	尾道市	競争力	H26	41.1ha	水稲、大豆、ピーマン、アスパラガス
安宿	東広島市	競争力	H26	22.6ha	水稲、白ネギ
東高屋	東広島市	競争力	H29	62.1ha	水稲、青ネギ
鍋石	安芸高田市	競争力	H29	34.3ha	キャベツ、水稲 など
田口	庄原市	機構関連	H31	10.0ha	水稲 など
西大田	世羅町	競争力	R2	42.0ha	キャベツ、広島菜、カボチャ、水稲
深見	三原市	競争力	R3	12.8ha	水稲、白ネギ、タマネギ
小文	三次市	機構関連	R3	16.9ha	水稲、もち麦、白ネギ
戸野	東広島市	機構関連	R3	25.6ha	水稲、白ネギ、花壇苗 等
日之浦	呉市	機構関連	R5	7.0ha	青ネギ
宇賀	三次市	機構関連	R5	8.7ha	ハウレンソウ、アスパラガス、水稲
すだれ	安芸高田市	機構関連	R5	29.4ha	水稲、レタス、白ネギ、小麦
火の谷	安芸高田市	機構関連	R5	8.2ha	水稲、キャベツ、広島菜、小麦
沖	江田島市	機構関連	R5	7.4ha	レモン
大力谷	三次市	機構関連	R6	19.3ha	ほうれんそう、飼育用稲、酒米

※事業名

競争力：農業競争力強化農地整備事業 機構関連：農地中間管理機構関連農地整備事業

(2) 課題

- ・ 園芸用農地の確保については、地域や規模等、借受者のニーズに沿った農地を探す必要があり、農地利用最適化推進委員等と連携して、栽培品目に対応した農地の確保に努める。
- ・ ほ場整備事業は、計画の検討、中間管理権の設定、事業採択から事業実施、農地の活用に至るまで、相当の期間を要する。この間機構においては借受貸付事務、変更事務等を適時適切に実施する必要があり、県や市町、借受者や貸付者と連携を密にして、円滑な事業実施に寄与する。

2 新規就農者等への農地集積

(1) 推進状況

- ・ 新たな認定新規就農者26経営体（法人及び個人）に対し、28.9haの転貸を実施した。

- ・ 広島県農業経営・就農支援センターの構成員として、市町やJ Aが実施する新規就農者育成研修制度と連携し、研修修了生の就農予定地確保に努めている。

(2) 課題

- ・ 各地域とも、就農地の確保に大変苦慮している。農地中間管理機構を活用した就農地確保の仕組みづくり等、広島県農業経営・就農支援センターの構成機関等と連携して検討する。
- ・ 生産性の高い施設園芸や果樹栽培を目指す就農希望者が増加しており、これらは長期の貸借が想定されるため、綿密な貸借条件の調整や確認が必須であり、関係機関と連携してこれらの調整を支援する。
しかしながら、早々に離農する新規就農者もいることから、その後の農地や施設等の移転について関係機関と連携し速やかに調整を図る必要となるケースもある。

3 認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化

(1) 推進状況

- ・ 貸借手続きが農用地利用集積等促進計画へ一本化され、農業経営基盤強化促進法による利用権設定からの移行により取扱件数が増加した。また、農用地利用配分計画等の期間満了に伴う更新手続きの対応が増大している（再掲）。
- ・ 集落法人の新規設立に加え、「地域まるっと中間管理方式（地域の農地の一括貸し出しと管理主体の一括借入による農地の一元的管理）」の仕組みを活用して地域の農地を守る取組も進んできている。

(2) 課題

- ・ 制度改正以降も、引き続き認定農業者等の担い手を中心とした機構の活用を推進する。
担い手等に対して、将来の地域内の担い手間での農地の分散解消を見越した権利設定等、地域計画の達成に資する農地活用について、関係する市町等と連携して取り組む必要がある。
- ・ 担い手のいない地域においては、地域外も含めて担い手を確保する必要があるが、借受希望農地の条件調整等に労力を要する。県や市町等と連携し、引き続き借受者ニーズに沿った農地確保に努める。

4 令和7年度の特徴など

- ・ 貸借手続きが農用地利用集積等促進計画へ一本化され、農業経営基盤強化促進法による利用権設定からの移行により取扱件数が増加した。また、農用地利用配分計画等の期間満了に伴う更新手続きの対応が増大している（再掲）。
こうした処理件数の増加に対し、次のような対応により事務の簡素化を進めている。
 - 情報共有システム（県、市町と借受・貸付農地情報を共有※ R6導入）の本格稼働。
 - 機構管理システム（関連書類作成、契約管理等）の新法・制度対応に向けた改修。
 - AI-OCR（紙媒体の提出書類を電子データ化）の導入検討・協議。※R8導入
 - 書類のいくつか（貸借申出書、戸籍の関係書類、借受者の経営状況報告等）について機構への提出を不要とした。

-
- 貸借申出書の提出から権利設定まで、従前（農業経営基盤強化促進法による手続き）より時間を要することから、借受者等から状況の確認〜クレーム等が発生している。
加えて、期間満了に伴う更新の手続きが重なり、特に年末や年度末等、件数が激増する時期においては、事務処理に非常に時間がかかる事態が生じた。

令和7年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
I 実績評価	<p>1. 事業実績</p> <p>(1) 集積面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画1,400haに対し、実績は1,896ha うち新規集積面積は167ha ・ 機構からの転賃による新規参入の状況: <ul style="list-style-type: none"> ※令和6年度実績 新規経営体への転賃面積 66.3ha (全国12位) 個人 35.6ha 法人 30.7ha(企業含む) <p>(2) 重点推進項目別実績</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 産地育成につながる大規模な農地集積(園芸品目1ha以上…71経営体、63ha) ② 新規就農者等への農地集積 ③ 認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化 	<p>(目標面積に対し十分な成果となっているか)</p> <p>令和7年度は、更新手続き(主に平成27年度権利設定分)と併せ、基盤強化法相対契約から移行した権利設定に対応。目標面積1,400ha に対して、実績が1,896haとなっていることに関して評価できる。また、担い手の高齢化や資材高騰などにより農地集積の意欲が減退している中で新規面積167haを確保できたことについても評価できる。</p> <p>法改正に伴い、機構に農地の貸借が移行した基盤法相対契約分については、予想より少なく今後も関係機関と連携した周知活動の継続が必要である。</p> <p>(機構は新規集積に貢献しているか)</p> <p>県が設置し、機構も構成員となっている農業経営・就農支援センターと連携した情報収集とあわせ、機構相談員や市町の職員と連携しながら、広域でのマッチングを行うなど就農に向けて農地集積や優良事例の収集と周知を進めることで、新規参入に貢献していると評価できる。</p> <p>(県施策に基づいた農地集積は十分か)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県施策(企業経営体育成指標)である、園芸用農地集積目標55ha/年に対して71経営体に63haを集積していることについて評価できる。また、大規模農地として三次市、東広島市に約4haのまとまった農地を集積していることについても評価できる。 ② 認定新規就農者26経営体に対して28.9haの転賃を実施したことは評価できる。 ③ 地域計画に位置付けられた者(予定含む)に対して重点的に農地集積(再設定、基盤法相対移行含む)を行い、担い手に1,461haを集積できたことは評価できる。
II 推進活動への意見	<p>2. 推進活動について</p> <p>(1) 産地育成につながる大規模な農地集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸用農地の確保 ・ 基盤整備事業との連携 <p>(2) 新規就農者等への農地集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修制度との連携 ・ 就農地の提供 <p>(3) 認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借受ニーズに即した農地集積 ・ リタイヤ農家からの円滑な権利移動 	<p>(園芸用農地の集積はうまくいっているか)</p> <p>計画策定から換地処分など段階の違いはあるが基盤整備事業15地区に関わり、大規模集積、園芸用農地確保を推進したことは評価できる。</p> <p>中間管理権取得を要件とする機構関連整備事業等の活用が増加するなかで、貸付・借受者の煩雑な手続き解消を念頭に、基盤整備部局等関係機関と連携した事務処理の効率化・迅速化に向けた検討、調整を進めていることも評価できる。</p> <p>(新規就農者の確保に貢献しているか)</p> <p>市町やJAグループが実施する新規就農者研修制度と連携して、研修修了生の農地確保に向けた取組は評価できる。</p> <p>農地確保にあたり、永年性作物等の植付けや農業用施設を設置する場合、長期の権利設定が必要になるほか、当該永年性作物植付け、農業用施設設置に向けた貸付者との調整など、農地以外の調整に動いていることも評価できる。</p> <p>(認定農業者の農地集積に貢献しているか)</p> <p>全国的に集落法人が減少傾向にある中で、「地域まるっと中間管理方式」といった新たな取組みを市町、機構相談員と連携して実施していることは評価できる。</p> <p>また、やむを得ない理由により解約された農地を、次の就農者に円滑に貸付けるために取り組む農地機能維持を目的とした農地管理についても評価できる。</p>

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
Ⅲ 推 進 体 制 へ の 意 見	<p>3. 推進体制について</p> <p>(1) 事業推進</p> <p>① 機構 (財団・相談員・市町等業務委託) ・相談員への働きかけ ・市町への業務委託と役割分担</p> <p>関係機関との連携</p> <p>② (市町・農業委員会・県・JA・改良区) ・農業委員会との連携 ・地域戦略組織への参加 ・基盤整備部局との連携</p> <p>農業者との連携</p> <p>③ ・相談員や推進委員を通じた周知 ・農地集積に向けた調整</p> <p>(2) 農地管理</p> <p>① 賃借料徴収支払・契約変更 ・適正な事務処理の実施</p>	<p>(円滑な事業推進のための体制ができていますか)</p> <p>令和7年度から本格施行された改正農地関連法の実施にあたり、事務処理の変更点等について各市町と共有・確認し、役割分担を明確にしている。また、10市町に相談員34名(県域相談員含む)を配置し、地域の担い手の状況把握や相談対応、マッチングに向けての調整を行っていることは評価できる。</p> <p>各市町の担当職員数や業務内容の把握に向けた、詳細な資料作成に努められたい。</p> <p>(関係機関との連携はとれているか)</p> <p>広島県、農業委員会ネットワーク機構(県農業会議)及び農地中間管理機構が、連携に係る活動方針を定め、「担い手の農地集積」、「農地利用最適化活動」、「会議・研修等」について、役割分担を明確にしたうえで連携して取り組んでいることは評価できる。</p> <p>基盤整備事業を円滑に進めていくために、県農業基盤課等と協議・調整を進め、事業を所管する県地域事務所(農村整備課等)と情報共有に向けたスキームが整理されていることも評価できる。</p> <p>(農業者への周知、ニーズの把握等はできていますか)</p> <p>農地の貸借が基盤法から機構法へ移行することを周知するため、市町、農業委員会へパンフレットを配布し周知活動を行うとともに、機構相談員にも配布し、相談活動に活用していることは評価できる。</p> <p>(適正な事務ができていますか)</p> <p>既存権利設定の借受に係る変更を1,488ha(令和6年度同665ha)、貸付に係る変更を1,395ha(令和6年度同658ha)実施。令和6年度と比較して事務量が約2倍に増加している中で、市町情報共有システムの整備など環境整備を進めながら適正に実施していることは評価できる。</p> <p>未収案件が3件発生しているが、2件が民事再生・破産手続き開始による案件であること、残り1件についても借受者と分割返済覚書を取交わして適正に対応していると考えられる。</p> <p>また、貸付者の死亡等に伴い、賃借料振込ができない案件(23件)については弁済供託を行っており、賃貸借料金の徴収・支払事務についても適切に行われていると評価できる。</p>
参 考	<p>令和8年度の事業推進について</p> <p>・令和8年度の推進体制について ・事業実施方針について</p>	<p>(新制度における事業規程等の整理は適切か等)</p> <p>広島県農林水産業アクションプログラムの実現に向け、地域計画のブラッシュアップと連動して農地の集約化を進めていくことが定められている。ほ場整備事業における団地化、関係団体、農業団体等と連携した新規団地整備への対応、新規就農者対策と連携した園芸用農地確保を中心に進めていくことを確認した。</p> <p>(令和8年度の推進体制について、機構の内部体制、県・市町等との連携)</p> <p>事業推進課と農地管理課が連携して進めていけるように、担当エリアの枠が統一されていること。各市町及び県域に、担当する機構相談員が適正に配置されていること。適正に予算が組まれていることを確認した。</p>
総 合 評 価 ・ 意 見		<p>(全体としてどうか。改善点、検討すべき事項はあるか)</p> <p>急傾斜地や狭小な農地が多く担い手の高齢化が顕著な広島県において、重点実施項目の実績及び取り組み内容において評価できる。</p> <p>持続可能な県農業の推進を念頭に、今後も農地集積に向けた、人員体制・環境整備や予算確保に努められたい。</p> <p>(担い手育成・確保対策との連携)</p> <p>水田地帯では担い手への農地集積が進んでいると評価できる一方で、県島嶼部を中心とした果樹地帯においては、立地条件により品質・収量の差が大きいなどの理由から集約が進んでいないように見受けられる。他県を参考にするなど検討を進められたい。</p> <p>今後、相続放棄等に伴い所有者不明農地が増加すると予想される。当該所有者不明農地を借受けるには権利設定期間中の賃借料金を前払いする必要がある。これは就農するにあたり大きな問題になる。地域計画のブラッシュアップと連動して、新規就農者への円滑な就農への取組みが必要である。</p> <p>(今後の県施策等との連携)</p> <p>地域計画に位置付けられた、地域農業を担う者に対して農地集積を進めたことは、国、県の施策を踏まえたうえで当該地域計画作成主体の市町と連携していると評価できる。</p> <p>今後、令和8年度中に策定が予定されている、次期広島県農林水産業アクションプログラムを注視しつつ、当該アクションプログラムの趣旨を踏まえた農地集積を進められたい。</p>